⑶　金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

当法人は、当法人の融資規程及び貸付債権の自己査定基準に従い、貸付金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運用しております。

②　市場リスクの管理

ⅰ　金利リスクの管理

あらかじめ業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。

ⅱ　価格変動リスクの管理

当法人が保有している債券は、満期保有目的で保有しているものであります。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理

当法人は、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

イ．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴貸付金	485,434,140,000		
貸倒引当金	△　2,231,059,565		
	483,203,080,435	451,240,105,750	△　31,962,974,685
⑵有価証券	1,301,434,544	1,300,050,000	△　1,384,544
⑶投資有価証券			
満期保有目的債券	4,512,431,949	4,213,305,000	△　299,126,949
⑷破産更生債権等	226,099,042	226,099,042	—
⑸長期借入金			
①１年以内返済長期借入金	（　35,017,386,000）	（　37,950,975,061）	（　2,933,589,061）
②長期借入金	（344,077,883,000）	（319,892,732,704）	（△24,185,150,296）

㈱　負債に計上されているものは、（　）で示しております。

ウ．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低い時価を分類しております。

（単位：円）

区分	時価			合計
	レベル１	レベル２	レベル３	
⑴貸付金	—	448,341,357,632	2,898,748,118	451,240,105,750
⑵有価証券	—	1,300,050,000	—	1,300,050,000
⑶投資有価証券				
満期保有目的債券				
国債	101,165,000	—	—	101,165,000
地方債	—	186,660,000	—	186,660,000
社債	—	3,925,480,000	—	3,925,480,000
⑷破産更生債権等	—	—	226,099,042	226,099,042
資産計	101,165,000	453,753,547,632	3,124,847,160	456,979,559,792
⑸長期借入金				
１年以内返済長期借入金	—	37,950,975,061	—	37,950,975,061
長期借入金	—	319,892,732,704	—	319,892,732,704
負債計	—	357,843,707,765	—	357,843,707,765

㈱　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

⑴　貸付金

貸付金の時価については、貸付金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

破綻懸念先については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

⑵　有価証券

金銭信託については短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。また、当法人が保有している社債についても、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、当該時価をレベル２の時価に分類しております。

⑶　投資有価証券

国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。一方で、当法人が保有している地方債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

①　満期保有目的債券で時価のあるもの

（単位：円）

区　分	種　類	貸借対照表計上額	決算日における時価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国　債	99,653,643	101,165,000	1,511,357
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	200,000,000	186,660,000	△　13,340,000
	社　債	5,214,212,850	4,925,530,000	△　288,682,850
合　計		5,513,866,493	5,213,355,100	△　300,511,493